

建物・家財の補償



基本の補償

各プランごとに「損害保険金の支払対象となる事故の範囲」をご確認ください。

おすすめ!

1 火災、落雷、破裂・爆発

2 風災・雹災・雪災

3 水ぬれ、外部からの物体落下等、騒擾

4 盗難

5 水災

6 破損・汚損等

	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコミープラン
1 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
2 風災・雹災・雪災	○※1	○※1	○※1
3 水ぬれ、外部からの物体落下等、騒擾	○	○	×
4 盗難	○	○	×
5 水災	○	○	×
6 破損・汚損等	○※3	×	×

次の内容に変更することもできます。※2
 <共同住宅1棟契約以外の場合>
 水災一時金のみをお支払い
 <共同住宅1棟契約の場合>
 建物保険金額×30%を支払限度とする
 建物保険金額×10%を支払限度とする

●すべての事故共通で免責金額②を「なし」「1万円」「3万円」「5万円」「10万円」のいずれかから選択することができます。
 ●家財または家財明記物件を保険の対象とする場合で「ワイドプラン」のとき、破損・汚損等による損害については、すべての事故共通で免責金額「なし」を選択したご契約であっても損害保険金に対して、1回の事故につき免責金額3,000円が適用されます。

※1 風災・雹災・雪災については、「損害の額が20万円以上の場合のみ補償されるタイプ(免責金額なし)」を選択していただくことも可能です。ただし、その場合共同住宅1棟契約以外の場合、「水災一時金のみをお支払いするタイプ」を選択していただくことも可能です。共同住宅1棟契約の場合、保険の対象である建物の損していただくことも可能です。 ※3 破損・汚損等については、家財のみ破損・汚損等による損害を「補償なし」とすることも可能です(保険証券の「建物・家財」に関する補償欄の中の家財の「事故の種類」欄「6破損・汚損等」に「×」が記載されます)。

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を3つのプランの中からご選択ください。

建物		事故の例		家財 (家財追加特約③)	
火災により家が全焼してしまった!	隣家が火災になり、自宅にも延焼してしまった!	家の近くの電柱に落雷があったため、電化製品が壊れてしまった!	隣接の飲食店から出火し、その消火活動による放水で、水浸しになり、家財が壊れてしまった!	竜巻による強風でガラスが破損し、窓から風雨が吹き込み、家財が壊れてしまった!	台風による強風で窓ガラスが割れてしまい、窓から風雨が吹き込み、室内の家具が壊れてしまった!
台風による強風のため屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまった!	豪雪による影響で自宅の屋根が潰れてしまった!	水道管の破損によって、天井や壁紙が汚れてしまった!	車両の当て逃げにより建物の外壁が損壊してしまった!	排水管の破損によって、TVが水を被って壊れてしまった!	外部からボールを投げつけられ家具が壊れてしまった!
空き巣が侵入し、ドアの鍵を壊してしまった!	泥棒が家に侵入した際にガラスを割る等、建物に損害が発生してしまった!	空き巣の被害にあり、電化製品を盗まれてしまった!	空き巣の被害にあり、現金15万円の入った財布が盗まれてしまった!	グリラ豪雨による洪水で床上浸水し、家財が水浸しになってしまった!	豪雨により床上浸水となり、電化製品が壊れてしまった!
台風による洪水で床上浸水し、壁や床、付属設備が汚れてしまった!	豪雨により土砂崩れが発生し、家が全壊してしまった!	ソファを移動して、窓ガラスを割ってしまった!	室内で椅子が倒れ、ガラス戸が割れてしまった!	子供同士が遊んでいてテレビにぶつかり、画面が壊れてしまった!	壁掛け時計を拭き掃除中、留め具が外れ、床に落下して壊れてしまった!
専用水道管が凍結により破損してしまった!					

(注1) 通常の使用において発生するすり傷等の外観上の損傷・汚損であって、その機能に支障をきたさない損害については補償されません。
 (注2) 窓や戸などからの風、雨等の吹込みによる損害や雨漏り(漏入)等による損害は補償されません。
 (注3) マンション等の共同住宅建物で保険の対象を専有部分のみとする場合、共用部分については補償の対象外となります。

は、すべての事故共通で免責金額は「なし」となります。 ※2 水災については、水災の補償を「補償なし」とすることも可能です。また、共同住宅について、「建物保険金額に支払限度額割合10%または30%を乗じた額を限度額として損害保険金をお支払いするタイプ」を選択等に関する補償欄の中の家財の「事故の種類」欄「6破損・汚損等」に「×」が記載されます。

費用の補償

各プラン共通の費用の補償です。

防犯対策費用

自動セット

保険の対象である建物において、犯罪行為(警察署に届け出たものに限り)が発生した場合に、再発防止のために建物の改造や防犯機器等の設置に必要な費用や、日本国内でドアの鍵が盗難にあった場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を補償

地震火災費用

自動セット

5% (300万円が限度)

火災保険金額※の5% (300万円が限度)をお支払します。

オプション

30% (支払限度額なし)

50% (支払限度額なし)

ご希望により、お支払いする額を火災保険金額※の30% (支払限度額なし) または50% (支払限度額なし) に変更することができます。

オプションで30%・50%に変更できます!

事故時諸費用/災害緊急費用

09ページへ

事故発生に伴い臨時に発生する費用等を補償するオプション特約をご用意しています。P09をご確認ください

※ 火災保険金額とは、マイホームびたっとの保険金額をいいます。



用語のご説明

1 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。マイホームびたっとでは、保険の対象に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合に補償対象となります。

2 免責金額

支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

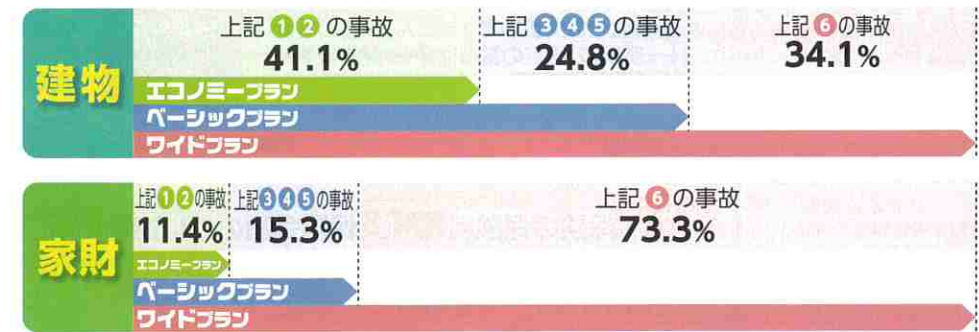
特別費用

建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額に相当する額となり、ご契約が終了する場合に損害保険金の10% (200万円が限度) を補償

(注1) 家財の損害については補償されません。
 (注2) 普通保険約款により補償されます。

過去5年間の事故件数割合

建物の事故の約34%、家財の事故の約73%は、ワイドプランのみで補償対象となる破損・汚損等の偶然な事故が占めています。(平成23年~27年「住居建物総合保険」事故件数の割合)



(注1) 「ワイドプラン」または「ベーシックプラン」の場合、通貨等の盗難による損害については1回の事故につき30万円、預貯金証書の盗難による損害については1回の事故につき300万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度に補償されます。
 (注2) 家財を保険の対象とする場合で「ワイドプラン」のとき、破損・汚損等による損害については、すべての事故共通で免責金額「なし」を選択したご契約であっても損害保険金に対して、1回の事故につき免責金額3,000円が適用されます。
 (注3) 破損・汚損等については、家財のみ破損・汚損等による損害を「補償なし」とすることも可能です。

地震保険

地震保険の補償概要

マイホームぴたっとだけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震による火災



地震による損壊



噴火による埋没

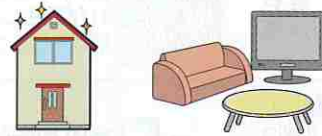


津波による流失

⚠️ 地震保険を契約いただいていない場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません。

保険の対象

地震保険の対象は、「**居住用建物**」および「**家財**」です。



保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約するマイホームぴたっとの保険金額の**30%~50%の範囲**で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払

損害の程度(全損、大半損、小半損、一部損)に応じて、地震保険の保険金額の一定の割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の 100% (時価額*が限度)
大半損のとき	地震保険金額の 60% (時価額*の60%が限度)
小半損のとき	地震保険金額の 30% (時価額*の30%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の 5% (時価額*の5%が限度)

*再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

(注) 右表の損害に至らない場合には、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定の基準は、P21契約概要のご説明②「保険金をお支払いする場合(補償内容)」をご参照ください。

保険料

- 地震保険の保険料④は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- 地震保険は、所定の確認資料の提出により、建物の免震・耐震性能等に応じた、右記のいずれかの**割引**を適用できる場合があります。

「マイホームぴたっと」だけでは、地震等による損害を補償できません。「マイホームぴたっと」とセットで「地震保険」のご契約もおすすめします。

① 免震建築物割引

割引率 **50%**

② 耐震等級割引

割引率 耐震等級3 **50%**
耐震等級2 **30%**
耐震等級1 **10%**

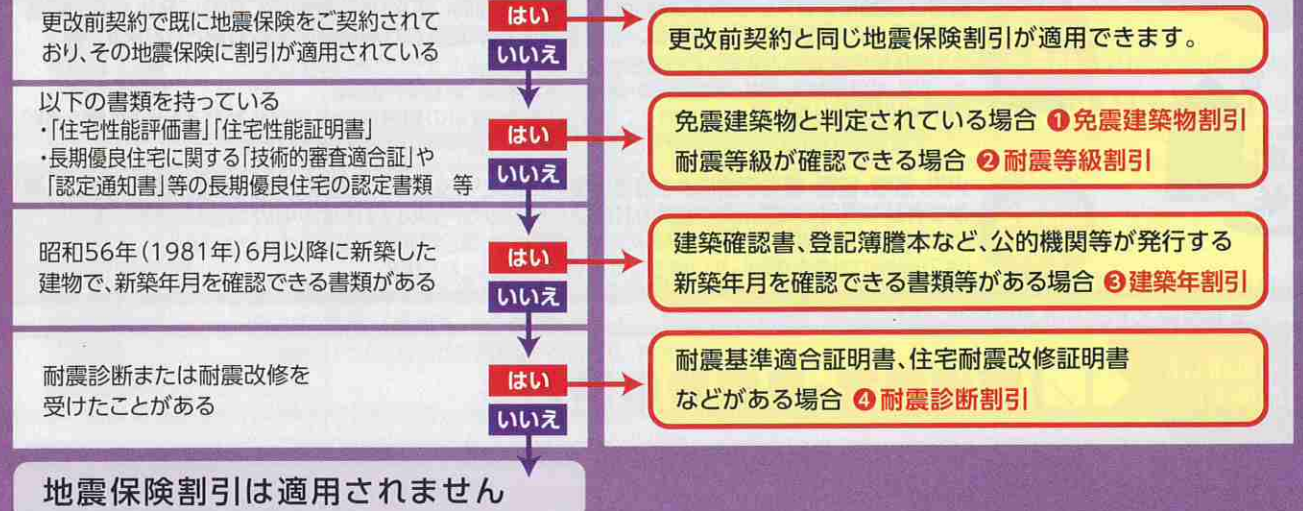
③ 建築年割引

割引率 **10%**

④ 耐震診断割引

割引率 **10%**

地震保険割引簡易判定フローチャート



(注1) 上記の4つの割引はそれぞれ重複して適用できません。
(注2) 割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

地震保険の割引についての詳細は [22ページへ](#)

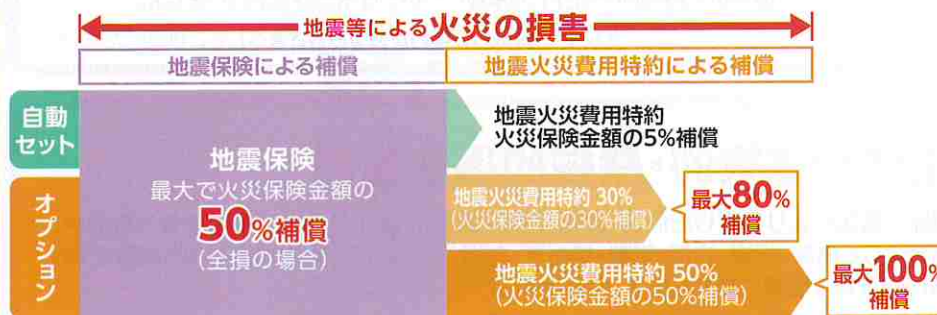
「地震保険」は保険料控除の対象です

概要	対象契約	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
			地震保険
所得控除限度額		最高5万円	最高2万5千円
控除対象保険料		払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

● 保険契約者⑤が個人の場合、払い込んでいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
● 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)には、保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象となります。
● 左記は平成30年4月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。
(注) ご契約後にお送りする保険証券に「地震保険料控除証明書」が添付されていますのでご確認ください。

地震火災費用特約について(地震保険セットの場合)

地震保険とセットで地震火災費用特約30%または50%を検討ください。



(注) 火災保険金額とは、マイホームぴたっとの保険金額をいいます。

- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、建物(敷地内構築物は含みません)が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合などに、地震火災費用保険金をお支払いします(地震保険をセットしない場合であっても補償されます)。
- 地震火災費用保険金は、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害に対しては支払われませんのでご注意ください。
- 地震保険をセットした場合で地震保険金額を火災保険金額の50%で設定し、地震火災費用特約50%を選択したときは、地震保険とあわせて最大で火災保険金額の100%、地震火災費用特約30%を選択したときは最大で80%が補償されます。



用語のご説明

4 保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭のことです。

5 保険契約者

ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがって、保険契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方になります。

オプション特約

オプション どなたにもオススメのオプション特約

事故に伴う
出費の備えに

☑️ 事故時諸費用特約 / 災害緊急費用特約

- 事故時諸費用** 損害保険金にプラスして損害保険金の20%※1を補償します(事故発生時に臨時に発生する出費等に充てることができます)。各プランで損害保険金が支払われる場合に支払対象となります。※2
- ※1 支払割合を10%とすることもできます。
- ※2 支払対象事故を火災、落雷、破裂・爆発に限定することもできます。
- (注) 「家財追加特約」がセットされたご契約の場合、家財の損害保険金が支払われるとき(通貨や預貯金証書等の盗難によるときを除きます)も事故時諸費用の支払対象となります。
- 災害緊急費用** 火災、落雷、破裂・爆発事故による損害の復旧にあたり、支出した仮住まいや仮修理の費用などの必要かつ有益な費用の実費(保険金額の10%または100万円のいずれか低い額が限度)を補償します。
- (注1) 家財または家財明記物件のみに損害が発生した場合は補償の対象となりません。
- (注2) 保険の対象を復旧しない場合には補償の対象外となります。

近隣へ延焼した
場合の備えに

☑️ 類焼損害・見舞費用特約

- 類焼損害** 自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、最大1億円まで補償します。
- (注1) 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。また、お支払いする保険金は1保険年度ごとに支払限度額(1億円)が限度となります。
- (注2) 保険の対象の所在地が異なる別々の物件にはこの特約をそれぞれセットする必要があります。
- 失火見舞費用** 自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。
- (注) 1被災世帯あたり30万円を限度に支出した見舞費用を補償します。ただし、1回の事故につき、全被災世帯合計で契約建物(家財)に対して支払われた損害保険金の30%を限度とします。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

日常生活における
賠償事故の
備えに

☑️ 個人賠償特約

- 日本国内または国外において**住宅**の所有、使用または管理における偶然な事故もしくは日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人のものを損壊させ法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき最大1億円まで補償します。
- (注) 示談代行サービスのご利用が可能です。日本国外で発生した事故については示談交渉を行いません。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

住宅付属機械
設備の事故の
備えに

☑️ 居住用建物電氣的・機械的事故特約

- 建物付属機械設備に、電気により発生した焦損・炭化・溶融・絶縁破壊などの物的損害を伴う事故や、機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離・焼付き・欠損・溶損などの物的損害を伴う事故を1回の事故につき建物保険金額を限度に補償します(免責金額3万円)。
- (注) 「ワイドプラン」の場合にセットできます。ただし、築年数が10年超の建物についてはこの特約をセットすることはできません。

「マイホームぴたっと」のオプション特約としてさまざまな特約を選択していただけます(別途保険料を払込んでいただく必要があります)。

オプション 下記のお客さまにオススメのオプション特約

家財をご契約の
お客さま向け

☑️ 携行品損害特約



- 自宅敷地外で携行する**身の回り品**に発生した不測かつ突発的な事故による損害を補償します(免責金額3,000円)。
- (注1) 保険の対象に家財を含む場合にセットできます。
- (注2) 特約をセットする場合は、特約保険金額を「10万円」「20万円」「30万円」「50万円」のいずれかから選択します。1回の事故につき特約保険金額が限度となります。P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

分譲マンション
オーナーの
お客さま向け

☑️ バルコニー等修繕費用特約



- 記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した偶然な事故による損害について、管理組合規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を、1回の事故につき最大30万円まで補償します。

賃貸住宅
オーナーの
お客さま向け

☑️ 家賃収入特約



- 賃貸住宅に火災などの事故が発生し損害を受けた結果発生する家賃の損失をご契約時に定めた期間を限度に補償します。

$$\text{家賃収入特約の保険金額} = \text{家賃月額} \times \text{約定復旧期間の月数}$$

☑️ 家主費用特約



- (注) 「ワイドプラン」で、「家賃収入特約」をセットしている場合にセットできます。
- 賃貸住宅内※1で死亡事故(自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死)が発生し、死亡事故発見日から90日以内に賃貸住宅が空室となった結果発生した30日以上続く空室期間または空室期間の短縮のために家賃を値引きしたことによる値引期間※2の家賃損失を補償します。※3※4 また、修復・清掃・脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理費用等についても100万円を限度に補償します。※5
- ※1 保険の対象である建物のうち、居住者が賃借する戸室(専用使用部分を含みます)をいい、共用部分は含みません。
- ※2 入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限り補償対象となります。
- ※3 死亡事故が発生した賃貸住宅の上下左右の隣接戸室(死亡事故により、物的損害が発生した隣接戸室に限りません)についても、空室期間の家賃損失を補償します(値引期間の家賃損失は補償できません)。
- ※4 空室期間または値引期間は、賃貸借契約終了から12か月を限度とします。
- ※5 死亡事故発見日から180日以内に発生した費用に限りです。

☑️ 賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

- 保険の対象となる建物の所有・使用・管理や賃貸・管理業務を原因とする偶然な事故(エレベーターの事故等)により他人を死傷させる等法律上の損害賠償責任を1回の事故につき特約保険金額※を限度に補償します。
- ※「1,000万円」「3,000万円」「5,000万円」「1億円」のいずれかから選択します。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

☑️ マンション居住者包括賠償特約

- 居住用戸室での漏水などの賠償事故または日常生活における賠償事故による損害を1回の事故につき最大1億円まで補償します。共同住宅の居住者等を無記名で包括的に補償する特約です。
- (注1) 事業用戸室については、漏水等の水ぬれ事故における賠償事故による損害のみを補償します。
- (注2) 被保険者が個人の場合、示談代行サービスのご利用が可能です。日本国外で発生した事故については示談交渉を行いません。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。



用語のご説明

6 住宅

記名被保険者の居住の用に供される住宅※をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

※別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

7 身の回り品 被保険者が所有する家財をいいます。

(注) 定期券、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や美術品等、自動車・自転車およびこれらの付属品、サーフボード、携帯電話等の携帯式通信端末機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡、コンタクトレンズ等の身体補助器具、動物・植物など保険の対象に含まれないものがあります。

8 記名被保険者

保険証券の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。